

岩手県監査委員告示第47号

監査結果の公表（平成28年岩手県監査委員告示第39号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年12月6日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 嵯峨 壱朗
岩手県監査委員 吉田 政司
岩手県監査委員 工藤 洋子

- 1 監査対象機関名 沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 平成28年5月10日
 - (2) 本監査実施日 平成28年7月12日
- 3 監査結果の公表の日 平成28年9月6日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
報酬及び旅費の支給に当たり、債務確定後相当期間経過してから支給しているものが2件、38,955円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	協議会に係る委員報酬及び旅費について、相当期間経過してから支出したものである。 今後は、開催状況一覧表を作成し、チェック機能の強化及び課内の情報共有を図り、再発防止に努める。